

放送メディアに対する人間の尊厳の保護

——「ビッグ・ブラザー」に見るドイツ人間の尊厳概念の新構成——

濱 口 晶 子

目次

はじめに

第一章 「ビッグ・ブラザー」をめぐる法的構造

第一節 「ビッグ・ブラザー」とは何か

第二節 民間放送に対するメディア監督と人間の尊厳の保護

第二章 自由主義的人間像と人間の尊厳

第一節 人間の尊厳と基本法の人間像

第二節 「ビッグ・ブラザー」と人間の尊厳

第三章 放送メディアに対する人間の尊厳保護をめぐる理論的分岐

第一節 客観的価値としての人間の尊厳

第二節 個人の自律・自己決定としての人間の尊厳

第三節 人間の尊厳の基盤保護の必要性？

はじめに

昨今のマス・メディアに対する規制の動きは、とりわけ表現の自由への脅威という観点から憲法上の問題として取り上げられてきた。メディア規制はその特徴として、市民の権利・利益の保護など正面からは否定しがたい理由を根拠となされるが、そうした根拠を足掛かりにして国家権力による表現へのコントロールをもたらすことが懸念されるところである^①。しかしながら、現に存在するマス・メディアによる深刻な人間の存在への脅威もまた、見逃すことはできない。筆者はマス・メディアに対する規制がもたらす表現の自由への脅威の危険性を共有しつつも、(とりわけマス・メディアの)表現に対する人間的存在の保護のありようを憲法的観点から模索してきた^②。

マス・メディアの表現の自由と市民の権利・利益が問題になる場合、まずは個人のレベルにおけるプライバシー・侵害、名誉毀損に基づく民事・刑事裁判が想起されうる。その際メディアの表現の自由に対して委縮効果を及ぼさないよう、規制(差し止め、損害賠償等)が認められる要件を厳格に解するなどの対応が憲法学からなされてきた。一方、本稿で取り上げるテレビ放送に対する規制に関しては、たとえば政治的公平性など、放送の公平性を保つための原則(いわゆる「公正原則」)や、公安・善良な風俗の保護を目的とした準則など、合わせて「番組編集原則」と呼ばれる規制が放送法により定められている。これらの規制は、個別事例ごとに存する毀損される法益の認定を前提とする場合とは異なる、より包括的な表現の自由に対する規制であり、さらには表現の内容に着目した規制

（表現の自由に対する内容規制）でもあることから、その憲法上の正当化が問題となる。⁽⁴⁾ この点、本稿で取り上げるドイツでも、州のメディア監督機関が、放送内容に関連して是正の命令を出すなどの方法で放送に対する内容規制を行っており、「番組原則（Programmgrundsätze）」として知られているが、ここでは放送の公平性、意見の多様性を確保するための規制基準だけではなく、人間の尊厳保護、国籍や民族に基づく差別の禁止などの目的で番組に規制を設ける指導原則をも有しており、同じくその憲法上の正当化が問題となっている。

言うまでもなく、放送は日本国憲法二二条の表現の自由によって保障されるべき表現手段であることは疑いがない。しかしながら放送にのみなぜ前述のような内容規制が課されるのかについては、放送の自由とは何か、マス・メディアの表現の自由とは何か、という問題から解き明かそうとする試みがなされてきた。⁽⁵⁾ 本稿はこれらの研究からも示唆を得、人間の存在の憲法的保護がとりわけテレビ放送との関係において問題となり得る場面に焦点を当てるものである。すなわち、純粹な個人の表現の自由によって、個人の人間的存在が脅かされる事例（プライバシーや名誉保護の事例）とは異なって、テレビ放送それ自体が非常に強い影響力を有するものであり、そもそも利益追求を目的とする、企業としてのテレビ事業者が、周波数を独占して誕生したテレビ放送が、個人に対し抑圧的に働く場面である。もっとも、ここで言うテレビの影響力による個人への抑圧の問題とは、たとえば一般社会に対する「悪影響」などの曖昧な作用を指すものではなく、並外れた影響力による「個人への抑圧」の問題であることを強調しておきたい。⁽⁶⁾

マス・メディア、特にテレビ放送によって、なにかしら「人間的存在」が脅かされることへの警鐘は、日本のみならず本稿の対象であるドイツにおいても深刻に受け止められている問題である。周知の通り、ドイツでは憲法において「人間の尊厳」の絶対的保障が定められ、人間の尊厳を脅かす表現行為についての規制が語られやすい法的

基礎を持っており、その点、「個人の尊重」をその核とする日本国憲法との相違も指摘される⁽⁷⁾。しかしながら、今後とも複雑に発展していくであろうマス・メディアとそれによる社会の変容を前にすれば、後に見るように、表現の自由の価値を重んじながらも、なんらかの「人間的存在」の保護を（人間の尊厳論を足掛かりに）真正面から論じようとするドイツの議論は、日本にも少なからず示唆を与えるものと考ええる。

たとえばドイツ基本権論の特徴として、主観的基本権として、個人の自由や権利を国家権力による侵害に対して防御する側面と同時に、客観的原理として、基本法の法秩序の要素としての側面をも持つことが挙げられる（基本権の持つ二重の性格⁽⁸⁾）。かかる基本権の客観的側面の強調は、主観的権利としての基本権と両立するもの、または同じものの両側面として理解されているが、時として両者が衝突する場合、すなわち基本権の客観的価値の保護のために、権利としての側面が後退を余儀なくされる場合が問題となる。

この問題は、日本の議論に読み替えてみれば、「自己決定と人間の尊厳⁽⁹⁾」として取り上げられる問題にも通じる。たとえば、安楽死、尊厳死をめぐる問題は、個人の自己決定による死の選択が、生命の尊厳という価値を消失させる方向に向くがゆえに歯止めをかけようと考えるのか、それともその人の尊厳ある人生の終わりを全うさせる自己決定こそ承認すべきと考えるのかというように、その根本において、個人の自律・自己決定と、その人自身のあるいは人間としての尊厳が原理的に対立しうる。本来、自立した主体の自己決定は、その個人の尊厳を実現するはずのものである。しかし時として、個人の自己決定によっては人間にとって普遍的価値である尊厳が失われる結果に至る危険もあるのであって、ここに自己決定と人間の尊厳の原理的対立を見ることができるといえる。かかる原理的対立は、樋口教授が指摘するように、人権を支える「近代」の論理の中にすでに内在しているものである。すなわち、「近代」の論理は「諸個人の意思の自立と自律」を基礎に据える一方で、「人間の意思によって左右されてはならない

個人の尊厳という客観的価値の存在」をその倫理的前提ともしており、両者ははじめから緊張関係として存在しているのである。¹⁰⁰

再びドイツの議論に立ち戻ると、客観法的意味の基本権と主観的権利としての基本権とが対立するという構図は、各基本権においてみられるが、条文そのものが、個人の自律と人間の根源的価値とを含むドイツ基本法の「人間の尊厳」条項こそ、この樋口教授の指摘する緊張関係が最も先鋭的に表れているように思われる。本稿ではこの「人間の尊厳」条項に内在する緊張関係を、二〇〇〇年から放送が開始された「ビッグ・ブラザー」という一般人参加型テレビ番組を素材にして明らかにしたい。というのも、番組をめぐって生じたドイツの憲法論争がこの緊張関係がもつ原理的問題をよく表していると考えられるからである。「ビッグ・ブラザー」に見られるような、自己の私生活をテレビカメラの前にさらすことを「自己決定」する者に対し、国家権力が介入して客観的価値としての人間の尊厳を保護すべきなのであるか。本稿は、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳と、客観的価値としての人間の尊厳との原理的対立の問題に通じるこの問いを深く掘り下げてゆくことによって、人間の尊厳概念に内在する原理的対立の構造の解明を試みるものでもある。そこで、まず第一章でテレビ番組「ビッグ・ブラザー」をめぐる事実関係、番組の内容にかかわる監督措置とその法的根拠を確認することから始め、第二章及び第三章で、「ビッグ・ブラザー」と人間の尊厳をめぐる理論を整理・分析することとしたい。

第一章 「ビッグ・ブラザー」をめぐる法的構造

第一節 「ビッグ・ブラザー」とは何か

「ビッグ・ブラザー (Big Brother)」とは、オランダで初めて放送されて以来、世界中にその各国版が「輸出」されたテレビ番組であり、ドイツでは民間放送局RTLⅡによって二〇〇〇年三月から六月にかけて放送された。「ビッグ・ブラザー」は、放映当初より驚異的視聴率を記録した一方で、登場人物たちのプライバシーがまったく存在しないという点において強い批判も浴びた。番組では、一般から選ばれた一〇人の候補者 (Kandidaten) が、一〇〇日間「ビッグ・ブラザー・ハウス (Big-Brother-Haus)」と呼ばれる家で共同生活をするのであるが、①ハウスのどの部屋にもカメラとマイクがついており、一日二四時間候補者の生活を撮り続け、毎日そのハイライトがテレビで放映される (ウェブサイトでは、全てをリアルタイムで見ることが可能)、②候補者は、外部と連絡をとることはできず、どのように自分がテレビに映し出されているかは知ることができない、③すべての候補者は、共同生活から排除されるべき候補者を定期的に指名 (ノミネート) し、その中から視聴者が投票によって「ハウスを去るべき人物」を決定、決定が下された候補者はハウスから出なければならない、というルールの下、最終的に何人に絞られた候補者のうち、再び視聴者が最終投票をして最も得票数が多かった者が、勝者として二五万ドイツマルクの賞金を手にできる、というものである。

番組のタイトルとなっている「ビッグ・ブラザー」は、テレスクリンと呼ばれるテレビカメラを通して常に国民が政府に監視され続ける社会を描いたジョージ・オーウェル (George Orwell) の小説『1984年』¹³⁾を暗示し

ている。小説の中で独裁政府の指導者として登場する「ビッグ・ブラザー」の名をとったこの番組は、まさに視聴者が、ハウスの住人の生活を監視する「ビッグ・ブラザー」となるのである。

番組放送開始以前から、人の生活を覗き見する悪趣味な番組として批判が高かった「ビッグ・ブラザー」であったが、特に、二四時間の隙間ない監視によって、候補者にはまったく私的領域が確保されていないことが問題とされた。しかし、その批判が単なる悪趣味だという批判にとどまらず、憲法上の人間の尊厳概念との抵触の問題として取り上げられ、民間放送に対する所轄官庁の規制の是非が論じられたことに、その特徴が見出される。

第二節 民間放送に対するメディア監督と人間の尊厳の保護

「ビッグ・ブラザー」に関する公的な批判として、たとえばラインラント・プファルツ州首相クルト・ベック（Kurt Beck）による、「ビッグ・ブラザー」が人間の尊厳と相容れないものであるから禁止すべきであるとのヘッセン州メディア委員会に対する意見が挙げられる。¹⁰⁴ また、ヘッセン州メディア委員会委員長のヴォルフガング・テネルト（Wolfgang Thaenert）は新聞のインタビューで、番組への事前規制はできないが、放送開始後、番組が人間の尊厳を侵害していると認められる場合は、その後の放送を禁じなければならぬと発言している。¹⁰⁵ その後、実際にヘッセン州メディア委員会からRTL II に対し、「ビッグ・ブラザー」の候補者に対する完全なる監視が問題であるゆえの指摘がなされたのを受けて、RTL II は候補者が一日一時間だけビデオによる監視なく過ごせる部屋を一部屋設けることにルール変更を行うこととなる。¹⁰⁶

ドイツでは放送に関する規制立法が存在しており、放送される番組に人間の尊厳違反が認められる場合には、権

限ある当局、「州メディア委員会 (Landesmedienrat)」⁶⁷⁾が、放送機関または番組内容そのものに介入することができる(根拠法令として『放送及びテレメディアのための州際協定 (Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien - RStV)』および各州法)。

そもそも「放送の自由 (Rundfunkfreiheit)」は基本法五条一項で保障される基本権であり、そこでは番組の制作過程に対する国家や社会的権力の介入を排除する「番組の自由 (Programmfreiheit)」もまた、保障されるとされる。もっとも、放送の自由および番組の自由の保障はまったくの無制限であるわけではない。ここでは本稿との関係で、人間の尊厳にかかわって州メディア委員会による規制がなされる場合について見ておくこととする。

まず、連邦制のドイツでは、放送 (テレビ・ラジオ) における免許の交付、番組内容への監督を行うのは、州 (ラント) である。そして人間の尊厳の保護、青少年の保護などのような放送の自由規制の根拠を定めた法令は、放送にかかわる連邦法および州際協定である。特に人間の尊厳保護を目的とする放送規制の根拠となるのは、『放送及びテレメディアのための州際協定 (Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien - RStV)』(以下『放送州際協定』)の「番組原則 (Programmgrundsätze)」⁶⁸⁾および各州法の同様の規定である。そもそも「番組原則」は、連邦憲法裁判所の判決によって、民間放送に対し番組内容に関して意見の多様性を確保させるなどの指導原則や、国家による放送監督を法律によって規定することが立法者の義務であるとされたことを受けて、放送法制度上規定がなされたものである。そして、これらの根拠法令の規定を基準として州から独立した第三者機関である州メディア委員会 (Landesmedienrat) が、放送番組の内容が法規定に合致しているか、「ビッグ・ブラザー」⁶⁹⁾については、当該番組が人間の尊厳を侵害していないかどうかを審査する。放送州際協定は、民間放送に対する州メディア委員会による監督 (Aufsicht) を規定しているが、それによれば放送州際協定の規定、すなわち番組原則の遵守もまた、

それぞれの州メディア委員会によって審査され、違反に依りて段階的な措置を講ずることとされている。必要な措置としては放送の禁止や免許の取消も想定されている（具体的な監督方法や措置の手続は各州法により定められる）。

R T L II の番組「ビッグ・ブラザー」は、州メディア委員会による番組の禁止措置にこそならなかったが、その審査の対象となり、指摘を受けた R T L II 側が一部番組内容を変更するという形で一応の収束を見る²⁸⁾。しかし、番組のコンセプトが根本的に変更されることはなく、「ビッグ・ブラザー」が人間の尊厳原理に抵触しうるかどうかは、引き続き学説において取り上げられてゆくことになる。そこで次に、人間の尊厳と「ビッグ・ブラザー」との関係について論じている学説を紹介することにしたい。その際第二章において、この問題に関して非常に特徴的な理論を展開している学説を紹介し、第三章で、さらに他説も合わせて紹介しつつ、「ビッグ・ブラザー」が人間の尊厳概念のどの側面と関わって問題となりうるのかに着目して、各学説の比較検討を行ってみたい。

第二章 自由主義的人間像と人間の尊厳

「ドイツの憲法学説において、「ビッグ・ブラザー」は憲法上、人間の尊厳原理との関係でいかなる問題となりうるのかという議論は、「人間の尊厳」理解をめぐる理論の対立を背景に展開される。すでに「はじめに」で触れたように、「ビッグ・ブラザー」には、私生活を完全なる観察のもとに置くことを「自己決定」することが、人間の尊厳のもう一つの側面、すなわち客観的価値としての人間の尊厳と衝突しうるかが問題となるのであるが、ここで筆者なりに整理するならば、人間の尊厳には、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳（A²⁹⁾）と、客観的な価

値としての人間の尊厳(B)の二側面があると考えられており、両者のうちどちらを強調するかによって見解が分かれていると見ることが出来る。そして、かかる人間の尊厳概念に含まれる二側面の対立図式に対して、さらに新しい視点を提示しているのが、本章で紹介するヴァルター・シュミット・グレーザー(Walter Schmitt Glaeser)⁸⁰⁾である。

シュミット・グレーザーは、「ビッグ・ブラザー」をめぐる人間の尊厳の問題について、精力的かつ詳細に論じているだけではなく、人間の尊厳概念の理解とその背景にある人間像および社会像の把握について、従来のドイツの人間の尊厳概念をめぐる議論を踏まえつつも、他の論者とは異なった見方からこの問題を捉え、「ビッグ・ブラザー」を憲法上の問題として取り上げようとしているように思われる。そこで、本章ではこのシュミット・グレーザーの見解を紹介し、彼の特徴的な点を押さえたうえで、次章において他学説との比較検討を試みることにする。

第一節 人間の尊厳と基本法の人間像

「シュミット・グレーザーによれば、基本法一条一項の人間の尊厳条項は、基本法の人間像によって規定され、また逆に人間の尊厳条項は、特定の人間理解、すなわち「基本法の人間像」を基礎づけるとする。ただし彼は、特定の人間観、世界観が入り込むことにより、「基本法の人間像」がイデオロギーに左右されることについて警告を発している。したがって、基本法の想定する人間像とは、「自由主義的人間像(das freiheitliche Menschenbild)」であって、そこで想定されているのは「現実の人間(der reale Mensch)」すなわち、「性別、生まれ、人種、遺伝的要因による体質、出生の時と場所」のような、自分自身でも、国家や他者にも変更されえない既存的なものに

基づいた「あるがままの姿 (So-Sein)」の人間である。ここでシュミット・グレーザーは全体主義国家における『理想的』人間 (der "ideale" Menschen) を否定し、国家の役割は、個人が自身の人生を、家族や友人の輪の中、「親密領域 (Intimbereich)」において形成するのを尊重すること、そして、「人の独立性 (Eigenständigkeit der Person)」、「個人の形成力 (individuelle Gestaltungskraft)」を尊重し、支援する「基盤 (Infrastruktur)」を作り保つていくことである、と述べている。⁸⁴

ここで特徴として挙げておきたいのは、彼が人間の尊厳を語るとき、具体的な個人が自分の人生をどのように形成していくのかはまったくの個人の事柄であって、国家の事柄はそれを尊重し、支援する「基盤」を作ることに限定される点である。また、後に見るように、彼はこの「基盤」整備を人間の尊厳の「国家の保護義務」と結びつけており、「基盤」整備のための国家介入の必要性を導出していることも指摘しておきたい。

ところで、よく知られているように人間の尊厳概念を確定する議論の際に必ず引用されるものとして、ギュンター・デューリヒ (Günter Düring) の「客体定式 (Objektformel)」がある。「客体定式」についてデューリヒは、「具体的人間が客体 (Objekt) に、単なる手段 (bloßer Mittel) に、代替可能な程度のもの (vertretbare Größe) に貶められるとき、人間の尊厳は傷つけられる (getroffen)」と述べており、具体的には「人間の物への格下げ (Degradierung zur des Menschen zum Ding)」、例として、「拷問、奴隷制度、大量追放やジェノサイド」を挙げている。さらに連邦憲法裁判所も「格下げ (Erniedrigung)」、烙印 (Brandmarkung)、『迫害 (Verfolgung)』、『追放 (Ächtung)』を人間の尊厳侵害の具体例として挙げており、⁸⁵ 非人間的な取り扱いによる、「人間の「物」への貶めがなされている事例が侵害事例として認識されている。

「客体定式」は人間の尊厳侵害事象を確定する際、その方向を指し示すものとして用いられるが、シュミット・

グレーザーもこの「客体定式」を肯定しつつ、彼が人間の尊厳の基礎付けに想定している特定の人間像理解と結び付け、「この定式は、単なる形式的な道具にすぎないのではなく、特定の人間像に、すなわち人の主体的特質 (Subjektqualität der Person) に基づいている」とし、より積極的に人間の尊厳概念の内実に向かうとする。

すなわち、連邦憲法裁判所の判例及び通説的理解によれば、人間の尊厳概念は一般的に確定することはできず、「常に具体的事例を見ることでのみ」、どのような場合に人間の尊厳が侵害されるのかについて答えることが可能である。しかし、シュミット・グレーザーによればそうであってもならかの「原則的なもの (das Grundsätzliche)」に限定して理解することができ、それは「人の固有の価値 (Eigenwert der Person)」、具体的には「個性、アイデンティティおよび完全性 (Individualität, Identität und Integrität)」であるとする。したがって「人間の尊厳は、国家機関または私的な機関 (あるいは個人) が人間の固有の価値を客観的に無視し、人の形成力 (die Potenz personeller Gestaltungskraft) が適切に展開しえない条件を作る場合、それらによって侵害されうる」のである。先ほども述べたように、シュミット・グレーザーは特定の人間像が「理想的な人間」を個人に押し付ける可能性を持ちうることに警鐘をならしていることから、個人はまさにその人でしかないのだという「唯一性 (Einzigartigkeit)」が、人間の尊厳の価値であり、それを他者から侵害される場合に人間の尊厳侵害が認定されると考えていると言えよう。

第二節 「ビッグ・ブラザー」と人間の尊厳

「人間の尊厳をかかると理解したうえで、シュミット・グレーザーは「ビッグ・ブラザー」を、メディアによる自由主義的人間像の核への脅威と捉え、この分野での公的議論の必要性を訴える。すなわち、メディアでは「親密な事柄及び私的事柄 (das Intime und Private)」を、視聴率を上げる格好の素材として利用する傾向がみられる。これは特に影響力の大きいテレビにおいて著しい。さらにこの傾向は、「自身の私的領域をメディアの前に躊躇なく開放する」傾向や、「たとえ短期間でも、公の注目の人 (eine Person der Öffentlichkeit) になりたいという誘惑」によって後押しされる。たとえば、テレビにおいて、病的な肥満や異常な金銭欲などの人間の異常性を取り上げること、「トラッシュ・トークショー」と呼ばれる、私生活の秘密を暴露する番組などが例として挙げられる。⁴³⁾そしてその最たるものが「ビッグ・ブラザー」であり、彼は次のように述べる。すなわち、「人間の、私の及び親密領域における、隙間ない映像による継続観察……は、地理的にだけでなく（壁、ブラインド、有刺鉄線）、コミュニケーションの点でも（電話も新聞も放送もない）外の世界からの徹底封鎖を伴っており、自由主義的人間像の実質的な掘り崩し (substantielle Untergrabung des freiheitlichen Menschenbildes) であり、これは自由主義的憲法国家ではなく、独裁制に適合する」と。⁴⁴⁾

シュミット・グレーザーは、なぜ「ビッグ・ブラザー」を自由主義的人間像への脅威と見るのであろうか。それは先ほど述べた、彼の人間像および人間の尊厳理解に深く関係する。彼によれば、人間の尊厳は人の「固有の価値」にあるのであって、それはすなわち「個性、アイデンティティおよび完全性」である。そして、「人のアイデンティティ (personale Identität) の成長と展開は、私的性 (Privatheit)、『孤絶した生活 (Einsamkeit)』、『隔離 (Isolation)』

への撤退可能性を必要とする⁴⁵⁾。さらに、「人のアイデンティティは、他の人間との相互作用とコミュニケーション、つまり自身の行為に対する彼らの反応も必要とする⁴⁶⁾」。

ここで第一に注目されるべきは、人間の尊厳の固有の価値に関する具体的な検討の中で、私的領域・親密領域に言及している点である。私的領域及び親密領域は、「基本法一条一項に結びついた二条一項(傍点引用者)」にその基盤があるとされ、いわゆる一般的人格権と人間の尊厳との結び付きを自由主義的人間像の実態的把握の中で、具体的に述べようとする視点がみられる。この点、私的領域の問題が、まったく人間の尊厳条項(一条一項)と切り離され、ゆえに人間の尊厳侵害に基づく番組内容への介入は認められないとの反論も出されている。この点については、次章の他学説との比較検討の中で詳しく見ることとし、ここでは次のことを確認しておく。シュミット・グレーザーは、私的領域の保護において「最も親密なるもの (das Engste)」が人間の尊厳の特別な強調に結びついており、私的領域の不可侵性が呼び出されるとしたうえで、個人の隔離される状態への撤退可能性が必要であると訴える。しかし、「ビッグ・ブラザー」の住人らはハウスの中にある限り、まるで「人間動物園 (Menschentoo)」のように常にカメラとマイクによって視聴者の目にさらされ「休まる場所 (Ruhezone)」が与えられておらず、彼らは「私的性」を持たないため、自由主義的人間像の「譲り渡すことのできない核」が脅かされると考えるのである⁴⁷⁾。

そして、もう一つ注目すべき点は、他者とのコミュニケーションの可能性についての言及である。彼によれば、人としてのアイデンティティは、「自身の行為に対する他者の反応」がなければ形成されない。しかし「ビッグ・ブラザー」の住人は、常に観衆の反応に対して影響を及ぼすことができない。ハウスの外の視聴者からは完全に彼らの全てを見ることができ、内からは外が見えないため、住人らは他者の反応ではなく、自分で自分を見なが

ら行動しているようなものである。このことをシュミット・グレーザーは、内側が鏡でできた「ガラスの釣鐘 (Glasslocke)」にたとえ、彼らには他者との相互作用、コミュニケーションも奪われていることを問題にする。⁸⁸ すなわち、シュミット・グレーザーが想定する人間は、他者の反応に応じて自己の行動をどうするかを考えたり、さらに他者に影響を及ぼそうと行動したりしながら、自己のアイデンティティを形成していく人間だと言えよう。その限りでは彼は、人を社会的な存在として捉えているのである。

もっとも、シュミット・グレーザーは、人間の尊厳の核といえる私的領域と他者との相互コミュニケーションが単に奪われていることだけで、人間の尊厳および自由主義的人間像に関する変容を問題にしているわけではない。つまり、ある案件が人間の尊厳侵害であると認定されるためには、侵害の「強烈さ (Intensität)」、「客体としての『特別な』苦痛 ('qualifizierende' Traktierung als Objekt)」が必要であると彼は考える。⁸⁹ これは、人間の尊厳という絶対的保障と国家の保護義務が伴う憲法の最高価値ゆえに、その認定には高いハードルが待ち受けると考えられるからであろう。つまり、誰から見てもこれは人間への脅威であると考えられうる事例が存在しなければならぬと考えられる。これについては後にもう一度触れる。

さらに特徴的な点としては、テレビ番組特有の問題である。通常、連邦憲法裁判所の判例によれば、もはや事柄の主張が完全に後景に退き、表現の対象者に対する「侮辱 (Kränkung)」のみが前面に押し出された表現は制限されうる（いわゆる「誹謗的批判 (Schmätkritik)」の法理⁹⁰）。しかし、侵害者つまりRTL IIにとって重要なのは、ハウスの住人達の私的生活を素材として視聴率と利益を得ることであって、彼らへの侮辱ではない。またハウスの住人達の中には「ビッグ・ブラザー」をきっかけに、歌手や俳優などのスターの座を射止めていく者もいて、主観的にも客観的にも「侮辱」が認定される場合とは言い難い。そこで、シュミット・グレーザーは、むしろこのよう

に「ビッグ・ブラザー」の参加者が、侮辱どころか名声を得ているという点に注目し、彼らが番組の中で理想のモデルに仕立て上げられるまさにその表現が、基本法の間人権および憲法の価値秩序に合致しないのではないのかという問題を提起する。⁵⁰⁾

ここでは個人、つまり「ビッグ・ブラザー」の候補者（ハウスの住人）の人間の尊厳の保護が問題なのではない。彼らに対する包括的な観察が体系的に継続的に行われること、そして親密領域の公開が「娯楽番組（Unterhaltungssendung）」の視聴率獲得のために用いられること、影響力の最も強いテレビが「皮下に（subkutan）」伝えるのは、全体主義レジームのトレードマークと言える完全なる人間観察であることが問題とされる。「ビッグ・ブラザー」の中で描き出される、親密領域をすべてさらけ出す独裁制に適した人間像が、娯楽番組を通じて気付かないうちに社会の中に浸透していくことを警戒したものと言えよう。

なお彼によれば、この憲法の価値秩序への脅威に対しては国家が介入しなければならないとされ、放送に関して権限を有する州メディア委員会（Landesmedienanstalt）が重要な役割を果たすとされる。⁵¹⁾ また、人間の尊厳にとつての潜在的危険に早期に気づき、適切な時期にそれに対処しうるため、国家による保護は、「前段階での（im Vorfeld）」「構造的に（strukturell）」なされる保護でなければならない。⁵²⁾

以上見てきたように、シュミット・グレーザーの主張では、具体的な個人、ここでは「ビッグ・ブラザー」の参加者の人間の尊厳が侵害されているという論証はとられていない。「自由主義的人間像の實質的掘り崩し」という言葉が示すように、シュミット・グレーザーにとって重要なことは、まさに、「人間の尊厳の承認、尊重、保護そして発展にとつての法的かつ事実上の基盤」すなわち「人間の尊厳のインフラの掘り崩し」である。かかる「人間の尊厳のコンセプトの掘り崩しや溶解は、なんらかの基本権に関係しているのではない」。それは『あらゆる客観

法のうちの最上位にある憲法原理』としての基本法一条一項、「我々の憲法の価値秩序そのもの」に係るのである。⁶⁹

以上のようにシュミット・グレーザーは人間の尊厳の「基盤」への脅威という理由から、「ビッグ・ブラザー」を基本法一条一項に照らし問題であるとした。

第三章 放送メディアに対する人間の尊厳保護をめぐる理論的分岐

前章では、「ビッグ・ブラザー」をめぐる人間の尊厳論の中で特徴的と思われるシュミット・グレーザーの見解をやや詳細に紹介した。そこで次にその他の論者の見解と比較検討することで、この問題をめぐる憲法論から浮かび上がってくる、メディアと人間の尊厳論の特徴を見てみたい。

第一節 客観的価値としての人間の尊厳

最初に検討するのは、「ビッグ・ブラザー」の人間の尊厳原理違反性の認定にかかわって分水嶺となる、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳に、客観的価値としての人間の尊厳がどう対置されるかの問題である。ここで、当該番組が人間の尊厳原理に抵触すると明確に主張するウルリーケ・ヒンリクス（Ulrike Hinrichs）の説を見てみたい。

彼女は、①人間の尊厳からは「客観的価値決定 (objektive Wertentscheidung)」が引き出されるのであって、この意味における人間の尊厳を放棄することも自由に処分することもできないと述べる。⁶⁰ ②次に彼女は、自身をどのように第三者に表現したいかを自ら決することのできる自己叙述の権利を認め、その基礎にある個人の自律性が人間の尊厳の本質的メルクマールであることを承認する。しかし、「個人の自律性は……人間の尊厳の枠内で」機能するべきものであると述べ、前者に対する後者の優位性を説く。彼女によれば、客観的価値決定である人間の尊厳とは、人間がまさしく主体として尊重されること、すなわち「主体的特質 (Subjektqualität)」であって、たとえ「ビッグ・ブラザー」の参加者たちのように、自らの自由意思に基づいて行動した結果であったとしても、まさしく客観的に見て客体として取り扱われている以上、侵害が認定される。なぜなら、客観的価値決定である人間の尊厳は誰にも放棄することはできないため、尊厳保持者の意思に抗してその侵害が認定されるからである。

なお「ビッグ・ブラザー」のように、自身の尊厳が侵害される状況に自ら進んでコミットしている事例として、連邦行政裁判所によるいわゆるピープ・ショー判決⁶¹がある。ヒンリクスはピープ・ショー判決を「ビッグ・ブラザー」と共通点をもつ事例として参照しながら、番組参加者の完全なる観察は、彼らから人間的存在に必然的に属する親密領域を奪い、視聴者に対し展示 (Zuschaustellung) されているということ、そしてその親密領域における生活や振る舞いが、商業目的における商品として視聴者に向けて売りに出されていることから、「ビッグ・ブラザー」の参加者たちが客体に貶められていると論じている。⁶²

ここでヒンリクスの見解を筆者が示した図式に当てはめて考えてみると、ヒンリクスは個人の自律・自己決定もまた人間の尊厳の価値であると認めているが (A)、客観的価値としての人間の尊厳 (B) を超えることはできないと見ていると考えられる。その結果、ヒンリクスによれば「ビッグ・ブラザー」は人間の尊厳 (B) を侵害する

と結論付けられるのである。⁶⁴⁾

第二節 個人の自律・自己決定としての人間の尊厳

それでは逆に、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳（A）を重視する立場からは、「ビッグ・ブラザー」に対し、どのような判断がなされるのであろうか。

（一） タブーの限界としての人間の尊厳

「ビッグ・ブラザー」への監督措置にかかわって、番組が人間の尊厳を侵害していないかどうかを判断するヘッセン州メディア委員会から委託を受け、法律鑑定意見を提出したヴェルナー・フロッチャー（Werner Fritscher）⁶⁵⁾は、当該番組が人間の尊厳を侵害するものではないと結論付けた。彼によれば、法的に保護されるべきは番組の「よき趣味（der gute Geschmack）」⁶⁶⁾ではなく、「娯楽の対象である私的領域・親密領域、すなわち観察されるそれ」である。これは「一般的な人格権の問題であり、人間の尊厳の問題ではない」⁶⁷⁾。では人間の尊厳の侵害が問題となるのはいかなる場合であろうか。フロッチャーは「人間の尊厳の保障は、……その固有の尊厳が、尊厳を放棄することまでも許可する人間の取り扱いにとって、いわば（最後の）タブーの限界（Tabugrenze）を形成する」とし、「人間存在の絶対的な核領域（der absolute Kernbereich menschlicher Existenz）」への侵害が認められる場合のみ、自己の責任に基づく決定の「行き過ぎ（Auswüchse）」は、タブーの限界の踏み越えとして国家により妨げられるとする。⁶⁸⁾

しかしフロッチャーは、①番組参加者は「ビッグ・ブラザー・ハウス」からいつでも自由な意思で去ることができ（ゲームから離脱する自由の存在）、その限りで「外の世界への扉は常に開かれている」から「囚われの状態（Gefangenschaft）」にはないこと、②私的領域を自己の意思に基づいて放棄しているとしても、「脱人格化され（entpersönlicht）」ても、「意思なき客体に貶められ」てもいいことから、「ビッグ・ブラザー」にはタブーの境界の踏み越えは認められないと結論付けている。⁸⁸

フロッチャーの理論構成をまとめてみると、私的領域・親密領域をどのように開示するかは基本法二条一項の一般的な人格権（allgemeines Persönlichkeitsrecht）⁸⁹の問題であるが、その行使にタブーの限界を設定するのが、人間の尊厳の役割となる。この点、筆者の整理に基づけばフロッチャーは、番組に出演しているハウスの住人には監視状態から逃れる自由も残されており、まったく意思の自由のない客体に貶められているのではないため、彼らの自律的な自己決定の「行き過ぎ」に歯止めをかけるべき客観的価値としての人間の尊厳（B）の侵害は認められず、彼らの意思が尊重されるべきであると結論付けられるのである。

（2） 個人の社会的尊重要求と自由なコミュニケーション

次にフロッチャーと同じく、「ビッグ・ブラザー」は基本的には一般的人格権の問題であるとして、人間の尊厳侵害にあたらず、番組原則に基づく規制を受けるべきではないと考える、マルティン・アイフェルト（Martin Eifert）の見解も見てみたい。

アイフェルトは、人間の尊厳の理解として「人間の尊厳は常に、社会的な関係における個人の承認への規範的な要求を映し出している」とし、人間の尊厳概念の基本的諸要素の中に、「個人の社会的尊重要求

〔der soziale Achtungsanspruch des einzelnen〕が認められるとする。^{m)}そしてアイフェルトは、現代のマス・メディアの発展がとりわけ放送において多様な形成を遂げ、人間の尊厳との間に二重の緊張関係が問題となってきたと説明する。その二重の緊張関係とは、①自発的意思に基づくメディアへの自己露出と人間の尊厳との緊張関係、および②超個人的な価値としての人間の尊厳とメディアとの緊張関係である。^{m)}しかしアイフェルトは次に見るように、いずれの場合も人間の尊厳への直接的な侵害と見ることに否定的な論を展開する。なお、②の点については、次節でシュミット・グレーザーの見解との対比として紹介することとし、ここでは①の点について見ておきたい。

①のように、メディアの対象となる人物の、人間の尊厳の個人レベルの保護が問題となる場合は、基本法一条一項に結びついた二条一項の一般的人格権が関係する。周知のとおり、一般的人格権の下では判例および学説によって「自己叙述の権利 (Selbstdarstellung)」が認められ、これは自己決定の思想 (Gedanke der Selbstbestimmung) に基づく社会的尊重要求から導かれる。アイフェルトもこれに従い、メディアにおける個人の一般的人格権の保護においては、原則として「個人の利益と報道に伴う公共の利益との間の衡量の可能性」が開かれると考える。^{m)}ここで人間の尊厳は、「一般的人格権の淵源」としての意味を持つ。^{m)}そして衡量の天秤に乗せられた後は、連邦憲法裁判所の判例に基づき、「誹謗 (Schmähung)」概念に該当する場合に人格権保護がなされることになる。なお、アイフェルトは、メディアと個人との間の力の不均衡を是正するために、一般的人格権から導かれた反論権 (Gegendarstellungsrecht) を援用し、個人は自らの人格権侵害が生じる前に対抗することができると考えている。^{m)}

具体的に「ビッグ・ブラザー」の候補者の例を考えると、「被害者」が自由な意思でメディアの表現の対象となっているため、自らの意思で自己叙述の権利をまさに援用し、メディアに自分自身をさらしていると考えられる。この場合、かかる自己叙述に対し、人間の尊厳が限界を設定することで当該個人を保護することができるかどうかと

いう問題が発生する。すなわち人間の尊厳の保護と自己決定権との対立の問題である。

これについてアイフェルトは、「まさに人間の尊厳は、社会的環境の中での個人による人格の展開を保障している」ので、「自己叙述のある特定の方法をとることを意識的に決定する人間」に対立して人間の尊厳が用いられることはあってはならないと述べる⁸⁰⁾。もっとも、メディアに特有な問題として、メディアに出演している個人が、自己決定の時点で「メディアのダイナミズムや影響力の強さをどの程度実際に見通すことができたか」は問題となりうる。ここでアイフェルトが指摘するのは、メディアの表現が視聴者にどのように受け取られるかは、「ビッグ・ブラザー」の参加者がいかに自分を演出しようとも、編集や送り手が作り上げる彼らのイメージによって、どうにでもなりうるという事実である。しかしながら、自己決定そのものをパターンリスティックに理解することに否定的なアイフェルトは「自由主義の秩序の基盤としての個人の自律」を重視し、たとえ自己決定の結果が予見不能であったとしても、個人の自律は「代替不可能 (nicht ersetzbar)」であるとし、個人の自己決定を、個人の尊厳ゆえに制限することを拒否するのである⁸¹⁾。

アイフェルトの主張は、基本法が目指しているのは多元的社會であるがゆえに、開かれた精神的討論を確保することに眼目が置かれている。マス・メディアの発達に伴う問題は、特定の法的規制によってではなく、熟慮を重ねた社会における議論の場で解決すべきとの考えが背景にあるものと思われる。

第三節 人間の尊厳の基盤保護の必要性？

ここで、前章のシュミット・グレーザーの見解に立ち戻ってみたい。彼の見解によれば「ビッグ・ブラザー」は「自由主義的人間像の掘り崩し」ゆえに許されないとされる。この点微妙な言い回しをしているのであるが、一条侵害ではあるとは認めているものの、人間の尊厳が侵害されているとははっきりと述べてはいない。⁸³ たとえば彼はデュリヒの言葉を引きつつ、「人間の尊厳のコンセプトの掘り崩しや溶解は、……『あらゆる客観法の最高の構成原理』としての基本法一条一項、したがって我々の憲法の価値秩序そのものに関係する」とし、人間の尊厳のインフラの破壊が「人間の尊厳保護のこの客観的な秩序機能と全く敵対する」と述べ、「価値秩序」、「客観」などの言葉を用いつつも、問題はあくまで「人間の尊厳のコンセプト」や「人間の尊厳のインフラ」の「破壊」や「掘り崩し」という言葉で説明している。

またシュミット・グレーザーには、人間の尊厳の内実である「個人の自律」を重視している主張も見られる。たとえば「人間の尊厳……が、『客観的側面』を持っているという事実だけで」、基本権保持者自身が自己の尊厳を放棄することを禁ずることに至るわけではなく、人間の尊厳の保護の重要な特徴である自律や自己決定を強調する立場から、個人の自律に根ざした社会的尊重要求が、尊厳保持者に対立する国家の保護義務よりも優先すべきとの学説に同意しているのである。⁸⁴

この点、シュミット・グレーザーは、「ビッグ・ブラザー」が人間の尊厳、特に客観的価値としての人間の尊厳（B）を侵害すると明確に述べるヒンリクスとも一線を画しているように思われる。しかし、だからといって、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳（A）を強調し、テレビ番組を通じてどのように社会に対し自己の像を表

現していくかという、まさに自己叙述の問題としてのみ「ビッグ・ブラザー」を扱っているわけではない。

前章で見たように、彼にとって「ビッグ・ブラザー」は、番組参加への同意をはっきり示している参加者個人の人間の尊厳の保護が、国家による尊厳保持者に対する尊厳保護の問題として許されるかどうかの問題ではなくて、積極的に自己の私的領域、親密領域を開放していく参加者らが「侮辱」の対象となるどころか、番組を通じて理想の人間像として描かれること自体が、自由主義的人間像に反するのではないかという問題を提起しているのである。その限りでシュミット・グレーザーの見解は、人間の尊厳が（個人のそれであれ、客観的価値としてのそれであれ）まさに毀損されている場面ではなく、その「前段階」、すなわち人間の尊厳が承認、尊重されるための「基盤」が脅かされる場面に注目している点が非常に特徴的であると言えよう。

ただし、この点については学説からの批判が投げかけられている。前節のアイフェルトの議論における、②人間の尊厳が「超個人的な (überindividuell)」意味において、自己決定を制限しうるかどうかという問題についての主張でそれが展開されているのでここで見ておきたい。

アイフェルトは、「ビッグ・ブラザー」など放送番組そのものが、テレビという「文化的影響力 (kulturelle Wirkkraft)」ゆえに、社会における人間像や基本価値を改変するのかもしれない問いを立て、それについてはっきりと答えてはいないのであるが、客観的価値としての人間の尊厳 (B) の存在を、表現の自由との対抗関係においては認めていないように思われる。たとえば、「人間に対する残酷もしくは非人間的な暴力行為を……人間の尊厳を毀損する態様で」描写した表現物についてその作成を処罰している刑法一三一条の合憲性が争われた連邦憲法裁判所判決（「悪魔の舞踏事件」）の理論構成を持ち出し、判例が、人間の尊厳の「具体的な侵害の危険性を高める（傍点筆者）」がゆえに、その表現を人間の尊厳との関わりで問題にしていることを強く批判する。

そしてこの判例の立場よりも危ういとして、さらにシュミット・グレーザーの見解を批判する。すなわち、シュミット・グレーザーが、人間の尊厳にとってのインフラの保護を主張し、そのためには国家があらかじめ保護に取り組まねばならないと述べたのに対し、アイフェルトは、シュミット・グレーザーが連邦憲法裁判所の判例理論よりも一層、「具体的な危険発生の状況 (konkrete Gefährdungssituation)」から離れて、一般的な「前段階保護 (Vorfeldschutz)」へと向かう傾向があることを批判し、何よりも「コミュニケーション秩序 (Kommunikationsordnung)」が開かれていなければならないと、自由主義社会にとっての開かれた討論の必要性を強調する。したがって、メディアが引き起こす諸問題に対して、法規制で対処するのではなく、「社会的責任の意味におけるメディアの強化された自己省察」に向けて法秩序が形成されるべきとの結論に至るのである⁸⁰⁾。

その限りでアイフェルトは、徹底して個人の自律・自己決定としての人間の尊厳 (A) と、表現の自由の領域における開かれたコミュニケーション秩序を重視しているために、客観的価値としての人間の尊厳 (B) による人間の尊厳 (A) への制約を、表現の自由に対抗する限りにおいて、認められないと考えているように思われる。

ここでシュミット・グレーザーの見解に立ち戻り、彼が「人間の尊厳のインフラ」、「基盤」の保護を主張したことの意味をもう一度考えてみたい。両者には同じく、自由主義的憲法秩序が指定されている。アイフェルトは自由主義社会にとっては開かれた討論が不可欠であると述べ、他方シュミット・グレーザーは、自由主義社会の前提を根底から崩しかねない番組への国家介入が必要であると述べている。この点、両者が自由主義社会の実現を念頭に置きながら、その実現の方法において異なる主張に至っているのが興味深い。アイフェルトが危惧するように、メディアへの権力的介入が自由なコミュニケーションを妨げ、ひいては自由主義社会を否定することにつながりかねないことに留意する必要性は言うまでもない。しかし、シュミット・グレーザーが警鐘を鳴らしていたのは、私的

領域・親密領域を公にさらすことに全く抵抗のない市民がヒーローとして描かれることは、番組の参加者や制作者が全く意図せずしてかかる全体主義国家に適した人間像を社会に浸透せしめることにつながることであったのではないだろうか⁹⁰。その意味では、シュミット・グレーザーの「ビッグ・ブラザー」をめぐる人間の尊厳論は、「反全体主義国家」という意味での自由主義社会の基盤維持という、非常目的を絞った議論であると考えられる。そう解釈しうる理由は二つ考えられる。一つは、オーウェルの小説『1984年』が、まさに全体主義国家における完全なる監視社会の恐怖を描いた作品であったように、シュミット・グレーザーは、番組「ビッグ・ブラザー」が皮下に、監視社会に適した人間像を肯定的に伝える効果の問題性を重視したと考えられるからである。そしてもう一つは、「自由主義的人間像」をこのように限定的に解さなければ、まさにアイフェルトの示唆するとおり、国家介入の場面が「インフラ整備」を口実に無限定に広がってしまう恐れがあるからである。そして、シュミット・グレーザー自身が個人の自律・自己決定としての人間の尊厳（A）を重視する人間の尊厳論を展開している点から見ても、このように解することがむしろ、彼の見解に合致すると考えられるのである。

結びにかえて

以上、基本法上重要な基本権である放送の自由・番組の自由が、人間の尊厳を理由に規制されるべき事例が想定されるかどうかについて、「ビッグ・ブラザー」を素材に学説を比較検討してきた。そこで最後に、本稿で検討してきた諸学説の理論的分岐が示唆する視点を契機として考察のまとめを行い、残された課題の提示を行うことで結

びにかえたい。

個人の自律・自己決定としての人間の尊厳（A）及び、客観的価値としての人間の尊厳（B）という人間の尊厳概念に含まれる二側面に着目して「ビッグ・ブラザー」の事例を見ると、番組参加者が自己の意思に基づいて私的領域を不特定多数の視聴者の前にさらすという自主的行為に、まさに人間の尊厳（A）の表れが確認される一方で、彼らの番組における扱われ方が、客観的に見て人間の尊厳（B）を侵害しているかどうかが問題となる。この点学説によって意見が分かれることになるが、客観的価値としての人間の尊厳（B）の側面から見て侵害を認定したヒンリクスは、まさに番組内の彼らに客体としての扱いを認めた。他方、フロッチャーは客体としての扱いは認められず、彼らには主体的特質が保持されたままであると結論付け、侵害を認定しなかった。

ここで確認しておきたいのは、両者とも人間の尊厳（B）が人の固有価値、主体的特質をその内実とする、自己決定によっても放棄しえないものであることは認めており、その侵害が客観的に認められれば（当事者本人の放棄の意思に関係なく）国家の保護義務の対象となるといふ枠組みを共有していることである。しかしながら結論において両者を分けたのは、客体としての扱いの認定において、侵害されてはいけない価値をどこまで積極的に定義づけようとしているかの違いであるように思われる。フロッチャーは人間の尊厳の客観的側面を認めてはいるものの、それが何であるかは主体的特質という以上に詳しく述べず、自己決定の行き過ぎに歯止めをかけるタブーの境界としての機能だけを認める。そして具体的事例において人間の尊厳（B）が侵害されると認められるのは、明らかに許容できない人間の扱いが存在するときだけである。つまり主体的特質が失われているかどうかは、完全なる客体としての扱いに貶められているかどうかと同義であり、これは判例の採用する客体定式と同じである。客体定式はそれ自体としては積極的に人間の尊厳概念を定義づけず、具体的事例を見て人間の許されざる客体化があればこれ

を人間の尊厳侵害と認めるといふ消極的方式をとる。これに対しヒンリクスは、番組参加者の親密領域の商業目的を伴う売り渡しという場面に着目し、人間は私的領域・親密領域が確保されて初めて尊厳ある人間だとの認識に立つからこそ、番組における参加者の取り扱いが客観的に見て許されざる客体化であると認めたと考えられる。

人間の尊厳の価値とは何かを考えると、誰かの客体とならず自律的な存在であることは共通の認識として共有される。しかし、それ以上にいかなるものが含まれるのかについては意見が分かれよう。この点あくまで自律・自己決定の側面としての人間の尊厳（A）を強調し、何がその者の尊厳を構成するかはまさにその者が決めるのだという見解に立てば、人間の尊厳概念にさらに積極的に意味充填を行うことは、逆に個人の自律の抑圧につながるものとして警戒されることになる。確かに人間の尊厳が「絶対的な保障」であり、ドイツにおいては国家の保護義務が伴うことから、できるだけ用いる場面を限定するべきと考えることには筆者も同意できる。それでは、積極的にその価値の内実について述べ、客観的価値としての人間の尊厳の保護必要性を語ることはできないのであろうか。

ヒンリクスと同様、私的領域・親密領域の確保を人間の尊厳概念の下に把握したシュミット・グレーザーは、「他者との相互作用とコミュニケーション」を挙げ、さらに積極的に人間の尊厳の価値の内実を明らかにしようとした。ただし、彼は「ビッグ・ブラザー」を人間の尊厳の客観的側面への侵害と明確に認定してはいなかった。ここに、もう一つの理論的分岐が確認できる。すなわち、テレビ番組が持つ強い影響力を人間の尊厳保護との関わりでどのように評価するかという問題である。

シュミット・グレーザーは、「ビッグ・ブラザー」から発信される全体主義国家と監視社会に適した人間像が、テレビの強い影響力によって社会に浸透していく状態を、基本法の自由主義的人間像、人間の尊厳の「基盤の破壊」と捉えた。加えて特徴的であったのは、その自由主義国家の「基盤」の溶解を、「前段階」で保護すべきとの主張

である。ここでは、具体的な人間の尊厳ではなく、人間の尊厳の「基盤」の保護という視点が提示されていた。つまり、番組参加者らの番組における扱われ方それ自体が人間の尊厳侵害にあたるかどうかではなくて、テレビを通じて発せられるメッセージに人間の尊厳への脅威を見たと言える。この点、表現そのものが人間の尊厳の侵害行為を行うわけではないにもかかわらず、表現の自由が前提とする自由で開かれたコミュニケーション秩序を制約することになりかねないとの批判が妥当することになる。また、かかる番組を見たからといって、実際に監視社会、全体主義国家を肯定するような市民が出現するとは想定しにくいことも指摘しうる。そもそも危険されるのは、彼が主張する「前段階」での規制は、「安寧社会」・「統制社会」・「健全社会」を創出するための規制を引き出しうるもっとも危険な呼び水となりうることである。したがって、シュミット・グレーザーの指摘するような人間の尊厳にかかわる「前段階」保護を肯定することは（もちろん彼自身が限定的にそれを用いようとしたとしても）難しいと思われる。しかしそうではあってもなお、テレビ放送特有の人間の尊厳侵害の可能性について詳細に検討すべきではないかと考える。この論点については詳しくは別稿にて扱うこととし、ここでは次のことを指摘しておきたい。

テレビの強い影響力の問題は、従来、発達途上にある青少年を保護するために暴力表現や過度な性的表現を規制する根拠として用いられてきた⁸⁶。かかる青少年保護の目的は、なんらかの憲法的価値の侵害というよりは、受け手の判断力が未熟である青少年に対する配慮という点にその主眼が置かれている。また、「テレビの影響力」という視点は、それだけでは見えて不快と感じる表現や特定の道徳観念に反する表現なども、放送規制の根拠となりやすい危険をはらんでいる。従って、ここで慎重かつ詳細に検討されなくてはならないのは、テレビの影響力を伴って、いかなる憲法上の価値侵害が（したがってドイツの人間の尊厳論で言うところの客観的価値としての人間の尊

厳が)問題になっているかという問題である。

この問題について、たとえば「男性の従属物である女性像」がテレビ番組を通じて繰り返し、広く社会に伝播する場合などが想定されよう。詳しくは別稿で取り上げるが、ウド・ディ・ファビオ (Udo di Fabio) がこの例を挙げ、「女性の尊厳への深刻な脅威」であるとして、人間の尊厳の侵害を認めている。ほかに、特定の障がいを持つ者¹¹ 遺傳的に犯罪傾向が強いなどの烙印を押す番組なども想定される。かかる表現人間の尊厳侵害を認め、規制に服すべきことを容認するかどうかについては具体的事例に基づく詳細な検討が必要不可欠であるが、ここではシュミット・グレーザーが提示している示唆的な視点に注目したい。

すなわち、個人の自律・自己決定としての人間の尊厳 (A) が重視されることは言うまでもないが、彼がだからこそ、まさにその自律や自己決定を奪いうる社会の変容に危機感を持った点である。すべての人が個人として尊重され、自律的な生を全うするためには、その前提として互いに自律的存在として尊重されている状態が存在する必要があるのであって、先にあげた女性、障がいの事例では、かかる表現がテレビを通じて伝播していくことで、現に生活している個人としての女性や障がい者が尊重されない社会を實際に作り出す効果をもたらすとは言えないだろう。もちろん、かかる表現は表現の自由市場で評価、淘汰されるべきものであり、公権力による規制は避けらるべきであるとの批判も十分理解しうる。しかしながら、それが個人の発言ではなくて、テレビから広く社会に発せられるメッセージである場合は、直接的な批判、反論が届くことは難しいこと、とりわけ民間放送局は商業的利益を追求する側面を持つがゆえに、視聴率のために確信犯的に放送をすることもありうること、視覚と聴覚に同時に訴えるテレビの映像は、有無を言わず見る者に強い印象を与えることなどの、テレビ放送特有の問題点は、十分に検討するに値するものと思われる。とはいえ、これらの問題についてどのように考えるべきかは、別稿の課

題としたい。

註

- (1) 具体的には個人情報保護法、人権擁護法案などが挙げられる。昨今のメディア規制の動きについて批判的に検討したものと
して、田島泰彦「表現・メディア規制批判―その動向・特質・論点・課題―」愛敬浩二ほか編『現代立憲主義の認識と実践』
（日本評論社、二〇〇五年）、松井茂記『マス・メディアの表現の自由』（日本評論社、二〇〇五年）。
- (2) 詳しくは拙稿「個人の人格的尊厳の憲法的保護―ドイツにおける名誉保護をめぐる憲法論議を素材に」法政論集二一五号参
照。
- (3) たとえば、変容する名誉毀損法制に対し批判的に検討したものとして、松井茂記・前掲書八三頁以下参照。
- (4) たとえば、松井茂記「放送の自由と放送の公正」法律時報六七卷八号（一九九五年）、西土彰一郎『放送の自由』論の現代
的意義―『番組編集原則』の正当化の可能性―六甲台論集法学政治学篇、第四七卷第二号（二〇〇〇年）などを参照。
- (5) たとえば、多元的社会における多様な意見保障と放送の機能に注目したものとして、西土彰一郎・前掲論文、マス・メディ
アの「表現の自由」が個人の自律と人格を前提とするものではないことに注目したものとして、長谷部恭男『テレビの憲法理
論』（弘文堂、一九九二年）。
- (6) なお本稿では、テレビが他のメディア表現に比して並外れた影響力をもって個人に抑圧的に働くことに注目し、放送メディ
ア中でも、特にテレビ放送を素材として取り上げる。
- (7) 「個人の尊重」と「人間の尊厳」の異同について、青柳幸一『個人の尊重』と「人間の尊厳」（尚学社、一九九六年）、ホ
セ・ヨンパルト「再び、『個人の尊重』と『人間の尊厳』は同じか」、押久保倫夫『個人の尊重』か「人間の尊厳」か」以上、

- ホセ・ヨンバルトほか編『法の理論一九』（成文堂、二〇〇〇年）所収などを参照。
- (8) このような基本権理解の傾向は、たとえばリュート判決などの連邦憲法裁判所の判例に強く見られる。Z. B. BVerfGE 7, 198 [204 f.], リュート判決の判例評釈として、木村俊夫「言論の自由と基本権の第三者効力―リュート判決―」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例（第2版）』（信山社、二〇〇三年）を参照。また、基本権の二重の性格について、コンラート・ヘッセ（初宿正典ほか訳）『ドイツ憲法の基本的特質』（成文堂、二〇〇六年）一八二頁以下参照。
- (9) 樋口陽一『国法学 人権原論（補訂版）』（有斐閣、二〇〇七年）一七六頁。
- (10) 樋口陽一・前掲書六一―六二頁。
- (11) フランクフルター・アルゲマイネ新聞二〇〇〇年三月七日付記事『ビッグ・ブラザー』の候補者にもっと私的領域を」によれば、当初、視聴者は三百三十万人にも上ったとごうことである。Frankfurter Allgemeine Zeitung, v. 7. 3. 2000, Mehr Privatsphäre für Kandidaten von "Big Brother".
- (12) 「ビッグ・ブラザー」のホームページによれば、ハウスの中には二八台のカメラと五九機のマイクが備え付けられていた。http://www.bigbrother-haus.de/regeln/fracts/Konzept/c_index.html。RTL IIではすでに二〇〇八年七月八日に「ビッグ・ブラザー8」の放映が終了し、優勝者は二五万ユーロを手に入れている。また、二〇〇八年末には再び「ビッグ・ブラザー9」がスタートする予定である。すべてのシリーズの要約はRTL IIの「ビッグ・ブラザー」ウェブサイトを参照。
http://www.rtl2-interaktiv.de/bigbrother/front_content.php。ちなみに「ビッグ・ブラザー」の各シリーズはDVD化されている。
- (13) 邦訳は、ジョージ・オーウェル著／新庄哲夫訳『一九八四年』（一九七二年、ハヤカワ文庫）を参照。原作は一九四九年に発表された。
- (14) Vgl. auch TIME Europe v. 21. 2. 2000, Nowhere to hide.
- (15) Vgl. FAZ v. 2. 2. 2000, "Interview mit Chef der Hessischen Landesmedienanstalt, Wolfgang Thamer".

- (16) Vgl. FAZ v. 7. 3. 2000, Mehr Privatäre für Kandidaten von "Big Brother".
- (17) 「州メディア委員会」という訳語は、鈴木秀美教授のものを参考にさせていただいた。鈴木教授は、当該機関が「免許付与や監督など公権力を行使する半面、州政府から独立して活動すること」に鑑みて、かかる訳語を付与されている。鈴木秀美『放送の自由』（信山社、二〇〇〇年）一九二頁、脚注50を参照。
- (18) RTL IIはヘッセン州に本社を持つため、『民間放送に関するヘッセン州法（Gesetz über den privaten Rundfunk in Hessen - HPRG）』に基づき、ヘッセン州メディア委員会（Hessische Landesanstalt für Rundfunk und neue Medien - LPR Hessen）の管轄下に置かれる。
- (19) ドイツ連邦共和国基本法五条一項「何人も、言語、文書及び図画によって、自己の意見を自由に表明し流布させる権利、並びに一般にアクセス可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する。出版の自由、並びに放送及び映画による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これを行わない。」基本法の条文については、高橋和之編『「新版」世界憲法集』（石川健治訳）（岩波文庫、二〇〇七年）一六〇頁以下の訳を参考にした（以下同様）。
- (20) ドイツの放送法制についての詳細な研究として鈴木秀美・前掲書を参照。またドイツにおける青少年保護に関する連邦法、州際協定に関する動向について、戸田典子「短信・ドイツ」インターネット時代の青少年保護法「外国の立法」二一六号（二〇〇三年）
- (21) ドイツでは一九八四年以降民間放送が導入され、それまでの公共放送独占体制から、公共放送と民間放送の併存体制へと移行した（二元的放送制度）。民間放送導入に伴う各州の法整備およびさまざまな州際協定の締結、一九九〇年の東西ドイツ統一を経て、一九九一年に制定されたのが本州際協定の原型（一九九二年八月三二日制定）であり、二〇〇八年九月現在で第一〇次改正までなされている。二元的放送制度および州際協定の制定経緯など詳しくは、鈴木秀美・前掲書六三頁以下および七五頁以下を参照。

- (22) 『放送州際協定 (RSW) 』第一〇次改正』 第三条【一般的番組原則】「ドイツ公共放送連盟 (ARD) に加盟する州公共放送協会、第二ドイツテレビ (ZDF)、及び全国向けテレビ番組のすべての放送局は、その番組において人間の尊厳を尊重かつ保護しなければならぬ。当該放送局は、生命、自由および身体の不可侵性の尊重、他者の思想および意見の尊重を強化することに寄与するものとする。住民の道徳上および宗教上の信念は尊重されなければならない。……」(筆者訳)
- 第四条【番組原則】第一項「放送番組には憲法適合的な秩序が妥当する。放送番組は、人間の尊厳、ならびに他者の道徳上、宗教上および世界観上の信念を尊重しなければならない。放送番組は、統一されたドイツにおける連帯及び国際的な協調を促進し、かつ差別なき相互共存を目指して努力するものとする。一般的法律の規定および個人的名誉の保護に関する法律規定は遵守されなければならない。」(筆者訳)
- (23) たとえば、『民間放送に関するヘッセン州法 (HPRG) 』第一三条【番組原則】第一項「放送番組には憲法適合的な秩序が妥当する。放送番組は、人間の尊厳、ならびに他者の道徳上、宗教上および世界観上の信念を尊重しなければならない。放送番組は、統一されたドイツにおける連帯及び国際的な協調を促進し、外国籍の同胞市民の社会的統合 (soziale Integration)、男女同権の実現、民族的、文化的小多数者のマイノリティ (Minderheiten) の保護、ならびに環境の尊重および保護に寄与するものとする。」(筆者訳) このように、各州法によって、放送州際協定の番組原則に独自の内容を付け加えていることが多い。
- (24) BVerfGE 57, 295. 第三次放送判決と呼ばれる本判決について詳しくは、鈴木秀美「放送の自由と民間放送の参入―第3次放送判決 (FRAG判決) 」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 (第二版) 』(信山社、二〇〇三年) を参照。
- (25) 「番組原則」および民間放送への監督制度については、鈴木秀美・前掲書二七九、二八九―二九〇頁参照。また、多元的社會における放送の自由の理念から「番組原則」の憲法的正当化について検討を加えたものとして、西土彰一郎・前掲論文参照。
- (26) 放送州際協定三八条二項「権限を有する州メディア委員会は、放送提供者がこの州際協定の規定に違反したと確認した場合、必要な措置をとる。措置とは特に意見 (Beauftragung)、番組禁止 (Untersagung)、取消 (Rücknahme) および撤回 (Widerruf) である。」

である。……」（筆者記）

27) Vgl. *Udo di Fabio*, *Der Schutz der Menschenwürde durch allgemeine Programmgrundsätze*, München, 2000, S. 73ff.

28) なおこの州際協定とは別個に、二〇〇二年九月の州首相による署名、翌三月の各州議会での批准を経て、『放送及びテレビメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護に関する州際協定 (Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien – JMSV)』（以下、青少年保護州際協定）が新しく制定された。これは、前年七月に連邦法として成立した青少年保護法 (Jugendschutzgesetz – JuSchG) を受けて制定されたもので、二〇〇三年四月に同時に施行されたものである。これによれば、同じく人間の尊厳違反が認められる放送番組は許されない (JMSV 第四条) のに加え、違反する場合には秩序違反による罰則 (JMSV 第二四条) が予定されている。青少年保護州際協定は、その名に表れているように人間の尊厳の保護と青少年保護とを並立して扱っている。しかし、両者はその法的意義が異なるため、本来は区別して取り扱うべき問題であると思われる。これについて別稿で改めて論じる予定である。青少年保護州際協定については、戸田典子・前掲論文を参照。

29) ちなみにヘッセン州メディア委員会の委託を受けて、公法学者ヴェルナー・フロッチャーが、「ビッグ・ブラザー」は人間の尊厳保護には反しないとして、州際協定違反に基づく措置の発動が不必要である旨の法律鑑定意見を提出している（これについては後述する）。ヘッセン州メディア委員会はこれに同意する形でそれ以上の措置はとらなかった。

30) ここで筆者が用いた「個人」とは、まさに「その者の」人間の尊厳が問題となることを意味すると同時に、人間の尊厳の価値である「主体的特質」を個人の側面から見ることから導かれる、「自律・自己決定」を意味する。

31) *Walter Schmitt Glaeser*, *Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes*, in: *Staat Kirche Verwaltung - Festschrift für Hartmut Mauer zum 70. Geburtstag*, 2001; *ders.*, *Big Brother is watching you – Menschenwürde bei RTL2*, ZRP 2000, S. 395ff.

32) 一条一項「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である。」

33) *Schmitt Glaeser, Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes*, S. 1213. このように、特定の人間像を措定しつつそこから一定の規範を導き出す傾向はドイツにおいて支配的学説及び判例に見られるものである。連邦憲法裁判所が「基本法の間像」について言及した判決としていわゆる「投資助成判決」(BVerfGE 4, 7)がある。投資判決によれば、基本法の間像は「孤立した独立の個人」ではなく「個人の固有の価値を損なうことのない、個人が共同体に関係し、そして共同体に拘束されている」という意味における、個人と共同体の緊張状態」を前提とする、共同体拘束的人間像であるとする。本判決について詳しくは、根森健『基本法の間像』と基本法の経済政策的中立性―投資助成判決―(ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第二版)』(信山社、二〇〇三年)参照。Vgl. *Peter Häberle, Das Menschenbild im Verfassungsstaat*, 1988; *Christoph Enders, Die Menschenwürde in der Verfassungsordnung*, 1997, S. 17f. の「共同体拘束的人間像」に代表されるような「基本法の間像」の抽象的・一般的把握が、かかる人間像から逸脱した人間に対して抑圧的に働くことの危険性について、押久保倫夫『個人の尊重』の意義―ドイツにおける『人間像』論を検討して―(時岡弘先生古稀記念『人権と憲法裁判』(成文堂、一九九二年)五二―三頁参照。

- 34) *Schmitt Glaeser, Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes*, S. 1215-1216.
- 35) *Günter Dürig*, in: *Maunz/Dürig, Grundgesetz Kommentar*, Art. 1 Abs. 1 Rdnr. 28.
- 36) *Dürig*, a. a. O., Art. 1 Abs. 1, Rdnr. 30.
- 37) BVerfGE 1, 97 [104].
- 38) *Schmitt Glaeser, Big Brother is watching you*, S. 398; vgl. auch *Dürig*, a. a. O., Art. 1 Abs. 1, Rdnr. 18.
- 39) BVerfGE 30, 1 [25f.]いわゆる「盗聴判決」と呼ばれる本判決について詳しくは、西浦公「通信の秘密とその制限―盗聴判決―」(ドイツ憲法判例研究会編・前掲書『ドイツの憲法判例(第二版)』)参照。
- 40) *Schmitt Glaeser, Big Brother is watching you*, S. 398; vgl. auch *Peter Häberle, Die Menschenwürde als Grundlage der staatlichen*

- Gemeinschaft, in: *Isensee/Kirchhof* (Hrsg.), *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd.1, Heidelberg 1987, S. 815ff., Rdnr. 46ff.
- (41) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 398; Vgl. auch *Horst Dreier*, Art. 1Abs. 1 Rdnr. 60, in: *Dreier*, *Grundgesetz Kommentar* 2A Aufl. Band 1, 2004.
- (42) *Schmitt Glaeser*, Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes, S. 1218.
- (43) Ebenda.
- (44) *Schmitt Glaeser*, Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes, S. 1218-1219.
- (45) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 398.
- (46) Ebenda.
- (47) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 400-401.
- (48) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 401; ders.: Dauer und Wandel des freiheitlichen Menschenbildes, S. 1219.
- (49) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 398.
- (50) もっとも、判例のいう「誹謗的批判」については、その表現がもはや事柄に関する論争ではなく、人物に対する中傷が前面に出ている場合にのみ認められるため、認定ケースが少ないことが批判されるところである。
- (51) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 400.
- (52) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 401.
- (53) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 402.
- (54) Ebenda.
- (55) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 401.

- (56) *Schmitt Glaeser, Big Brother is watching you, S. 401f.*
- (57) *Ulrike Hirrichs, "Big Brother" und Menschenwürde, NJW 2000, S. 2174.*
- (58) *Hirrichs, a. a. O., S. 2175.*
- (59) *BVerwGE 64, 274.* この判決について詳しくは、押久保倫夫「自己決定と『人間の尊厳』——本人の決定に対立する『尊厳保護』について——」東亜法学論叢第六号（二〇〇一年）。本判決では、ストリップ女優の自由な意思にもかかわらず、自動販売機の商品のようにコインを入れることで裸の女性が売買の対象となっていることなどの客観的状況により、人間の尊厳の侵害を認定した。ピープ・ショー（Peep-Show）とは、舞台の周りに円形に配置された二一の個室にいる客に対して、裸の女性が体を見せるというものである。個室にいる客はコインを入れることで一定時間窓が開き、女性を見ることができ、特殊ガラスでできているため客の姿は女性からは見えないようになっている。
- (60) ヒンリクスはこのことを「親密領域の、人間の尊厳なき商業化」と呼んで批判している。「商業化」という言葉はおそらく、番組参加者自身が効果的に自己の振る舞いをカメラに見せることで視聴者の共感を得、ゲームに勝ち抜こうとしていることだけではなくて、番組製作者が、たとえば参加者AとBが対立するように、または親密になるように仕向けることで視聴者により刺激的なシーンを提供し、視聴率を上げようとすることも指していると思われる。
- (61) *Hirrichs, a. a. O., S. 2175.* なお、このように客観的価値決定としての人間の尊厳が侵害されているかどうかの判断は、まさに「客観的に」なされるものであり、個人の主観的意思是関係がないことになる。
- (62) ヒンリクスと同じく客観的に人間が客体として扱われること自体の禁止を人間の尊厳の内実として強調する学説として *Andreas Grottel, Forum: Noch einmal Peep-Show und Menschenwürde, JUS 1985, S. 175.*
- (63) なお、ピープ・ショー判決については、自由な意思に基づく自己決定を他者の判断が入り込みやすい「客観的な価値」によっ

て制約する点で、学説からの批判が強い。本判決への批判について詳しくは、押久保倫夫・前掲論文（二〇〇一年）七六頁以下参照。

(64) ただし、ヒンリクスは、客観的価値としての人間の尊厳（B）侵害をもって、（当該個人の意思とは関わりなく）個人の人間の尊厳が侵害されたと解しており、本文の対立図式に必ずしも忠実ではないが、ここでは人間の尊厳をめぐる理論的対抗を明確にするため、あえて本文叙述のように整理した。

(65) *Werner Frotscher, Zlatko und Caroline – Der verfassungsrechtliche Schutz der menschlichen Würde und Persönlichkeit in der Medienberichterstattung*, ZUM 2001; ders., “Big Brother” und das deutsche Rundfunkrecht, Schriftenreihe der LPR Hessen, Band 12, München 2000.

(66) *Frotscher, Zlatko und Caroline*, S. 561.

(67) *Frotscher, Zlatko und Caroline*, S. 560; auch ders., “Big Brother” und das deutsche Rundfunkrecht, S. 48.

(68) *Frotscher, Zlatko und Caroline*, S. 561.

(69) *Ebenda*.

(70) 二条一項「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、合憲的秩序又は人倫法則に違反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する。」

(71) *Martin Eifer, Menschenwürde im Medienrecht*, in: *Bahr/Heinig (Hrsg.), Menschenwürde in der säkularen Verfassungsordnung*, Tübingen 2006, S.321-322.

(72) *Eifer, a. a. O.*, S. 321.

(73) *Z. B. BVerfGE 63, 131 [142]*.「個人は、第三者または公に対してどのように自己を叙述したいかについて、何がその社会的尊重要求を形成すべきかについて、そして第三者が彼の人格を、公共の討議の対象にそれをのせることによって自由に使用で

あるか、及びその範囲について自ら決定することがあるべきである。」Vgl. BVerfGE 35, 202 [220] (自身の肖像—レーベック判決) ; 54, 148 [155] (自身の言葉—エッブラー判決) ; 54, 208 [217f.] (個人的名誉権—ベル／ヴァルデン判決) ; Dreier, a. a. O., S. 330ff.; *Walter Schmitt Glaeser*, Schutz der Privatsphäre, in: *Handbuch des Staatsrechts*, Bd.4-Freiheitsrechte, Heidelberg 1989, Rm.31, 32.

- (74) *Eifert*, a. a. O., S. 324-325.
- (75) *Eifert*, a. a. O., S. 325.
- (76) BVerfGE 93, 366 [293].
- (77) *Eifert*, a. a. O., S. 326.
- (78) *Eifert*, a. a. O., S. 328.
- (79) Ebenda.
- (80) Ebenda.
- (81) *Eifert*, a. a. O., S. 329.
- (82) シットニット・グレーザーの見解を「根拠づけにおいて微妙なニュアンスを伴って」人間の尊厳侵害を認めていると解説した。↪⑤⑥⑦ Dreier, a. a. O., Art. 1.Rdnr. 153.
- (83) *Durig*, a. a. O., Art. 1 Abs. 1, Rdnr. 4.
- (84) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 401-402.
- (85) *Schmitt Glaeser*, Big Brother is watching you, S. 399-400.
- (86) この点、あくまで「行為レベルでは……合理性を有するとしても」「コミュニケーション」レベルではタブーは存在しないと述べていることから、表現ではなく、制度や行為それ自体が人間をモノ扱いする事例では、客体としての人間の尊厳(B)

- を認めるのではないかと推測される。Eifert, a. a. O., S. 332.
- 87) BVerfGE 87, 209. 本判決について、西浦公「暴力描写と類推的処罰及び検閲の禁止―『悪魔の舞踏』事件―ドイツ憲法判例研究会編・前掲書『ドイツの憲法判例Ⅱ（第二版）』参照。
- 88) BVerfGE 87, 209 [229].
- 89) Vgl. Eifert, a. a. O., S. 330f.
- 90) Eifert, a. a. O., S. 331.
- 91) Eifert, a. a. O., S. 333.
- 92) さらに付け加えるならば、当該番組が、社会的テーマを扱った討論番組などと異なり、まったくの娯楽番組であったことも、かかる効果を「無自覚に」促進させる要因であったように思われる。
- 93) もっとも、アイフェルトに関しては先に見たように、開かれたコミュニケーション秩序を重視する立場から、表現の自由と対抗場面では（B）による（A）への介入可能性を否定するものの、（B）に基づく介入可能性それ自体を明確に否定しているわけではない。
- 94) このように考える代表的な見解として、ニクラス・ルーマンの「能力理論（Leistungstheorie）」が挙げられる。アイデンティティ形成の能力を重視する彼は、人間の尊厳を他から与えられた価値とは考えない。このように、突き詰めていくと人間の尊厳概念をめぐる根本的な見解対立に至りうる。Vgl. Niklas Luhmann, Grundrechte als Institution, 1965, S. 53ff. ニクラス・ルーマン著／今井弘道ほか訳『制度としての基本権』（木鐸社、一九八九年）八六頁以下参照。
- 95) Vgl. Frotscher, a. a. O., S. 48. よってフロッチャーは、人間の尊厳の客観的側面に関してはタブーの限界としての機能のみを認めるに留めたと考えられる。
- 96) なおアイフェルトは、人間の尊厳ではなく、青少年保護を目的とする放送メディアの規制については肯定している。Eifert, a.

a. O., S. 333.

(97) Vgl. *di Fabio*, a. a. O., S. 42ff. なお、ファビオは「ビッグ・ブラザー」の事例に関して、シュミット・グレーザーの指摘するような、私的領域の放棄、親密領域のさらけ出しが、テレビの娯楽番組を通じて伝播することの問題性について共感を持ちつつも、客観的に見て人間が完全なる客体としての役割に貶められている状態は存しないことから、客観的価値としての人間の尊厳(B)——ファビオは「社会的価値秩序の保護法益」と述べる——の侵害は認めていない。 *di Fabio*, a. a. O., S. 59ff.